

世田谷版地域包括ケア10年振り返り及び世田谷区地域保健医療福祉総合計画中間見直し 支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 契約予定件名

世田谷版地域包括ケア10年振り返り及び世田谷区地域保健医療福祉総合計画中間見直し支援業務委託

2 目的

世田谷区では地域包括ケアに取り組み令和7年度（2025年度）に10年を迎える。これまでの10年の振り返り及びこれからの10年の取組みについて考えていく。

また、区では地域包括ケアシステムを「世田谷版地域包括ケアシステム」と称し、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和6～13年度）」（以下、「総合計画」という。）に取り組みを包含し策定している。

区を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、今日の福祉の考え方に対立ちつつ、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら、令和8、9年（2025、2026年）度の2か年で、地域包括ケア10年の振り返り及び総合計画の中間見直しを行っていく。

そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地から、計画の策定支援に携われる事業者に地域包括ケア10年の振り返り及び総合計画の中間見直し支援業務に携われる事業者を募集する。

3 事業委託内容

（1）令和8年度（2026年度）

- ① 地域包括ケア10年振り返り及び総合計画中間見直し策定に向けて開催する各種会議の運営支援等
- ② 総合計画中間見直し「中間まとめ」の作成
- ③ その他
 - i 地域包括ケア10年振り返り及び総合計画中間見直しを円滑に進めるため、月1回程度の頻度で定例会を設け区事務局と打ち合わせを行うこと。
 - ii 受託者独自に、または、区からの依頼により、総合計画中間見直し策定にあたり必要な情報収集をし、区へ情報提供すること。
 - iii その他、総合計画中間見直し策定の検討に係る支援を行うこと。

（2）令和9年度（2027年度）

- ① 総合計画中間見直し策定に向けて開催する各種会議の運営支援等
- ② 総合計画「計画書（中間見直し）」の作成支援
- ③ その他
 - i 総合計画中間見直し策定を円滑に進めるため、月1回程度の頻度で定例会を設け区事務局と計画に関する検討・打ち合わせを行うこと。

- ii 受託者独自に、または、区からの依頼により、総合計画中間見直し策定にあたり必要な情報収集をし、区へ情報提供すること。
- iii その他、総合計画中間見直し策定の検討に係る支援を行うこと。

4 履行期間

地域包括ケア 10 年振り返り及び総合計画中間見直し策定業務の期間を令和 8 年（2026 年）度（令和 8 年（2026 年）5 月初旬～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日）、総合計画中間見直し策定業務の期間を令和 9 年（2027 年）度（令和 9 年（2027 年）4 月 1 日～令和 10 年（2028 年）3 月 31 日）と想定して、業務の委託を予定し、本プロポーザルを実施するものである。

契約は、毎年 3 月 31 日までの会計年度を単位とし、履行に不備が無く、受託事業者にコンプライアンスに反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無い限り、随意契約により、引き続いて業務を委託することを予定する。

5 令和 8 年度委託料上限額

13,757,000 円（消費税込）

6 プロポーザル方式を採用する具体的理由

委託内容が、計画策定支援業務であることから、地域福祉計画をはじめとする行政計画策定支援等の実績又は地域包括ケアの推進に関する支援業務の実績を備え、専門的見地より各種調査分析・評価等を行うことができ、さらに保健・医療・福祉施策に造詣が深い事業者であることが必要である。能力・資質の優れた相手を契約相手方とするには、広く事業者を募集するプロポーザル方式が最適であるため、プロポーザル方式を採用する。

7 プロポーザルに参加できる者の資格

地域包括ケア 10 年振り返り及び地域福祉計画中間見直し策定業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- ① 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- ⑤ 世田谷区や他自治体において地域包括ケアの推進に関する支援業務に従事した実績があること。
- ⑥ 「世田谷版地域包括ケア 10 年振り返り及び世田谷区地域保健医療福祉総合計画中間見直し支援業務委託選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員長：保健福祉政策部長 田中 耕太

副委員長：保健福祉政策部保健福祉政策課長 望月 美貴

委 員：高齢福祉部高齢福祉課長 佐藤 秀和
委 員：障害福祉部障害施策推進課長 須田 健志
委 員：子ども・若者部子ども・若者支援課長 寺西 直樹
委 員：世田谷保健所副所長健康企画課長事務取扱 桐山 徳幸

8 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）まで

交付場所 世田谷区ホームページでの閲覧

交付方法 区ホームページからのダウンロードによる

9 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和8年2月20日（金）15時まで

提出場所 世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課

提出方法 持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

10 質問票の提出期限及び方法

質問期限 令和8年3月3日（火）15時まで

質問方法 世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課あて電子メールによる

※メールアドレスはセキュリティ上の観点から、招請通知（参加資格決定通知）により別途通知するものとする。

回答方法 令和8年3月12日（木）までに質問内容及び回答を、参加資格を満たす全事業者へ電子メールで送信する。

11 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和8年3月24日（火）15時まで

提出先 世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課

提出方法 本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること

12 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

13 提案書の選定方法

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置し、審査基準に基づき、評価を行う。まず、第一次審査として提案書の審査を実施し、上位5者を選定する。次に、第一次審査で選定した5者を対象にプレゼンテーションによる第二次審査を実施し、第一次審査と第二次審査の総合的な評価で決定する。

14 提案書を特定するための評価基準

（1） 本件業務を行うために必要な社会福祉に関する理解度および課題認識等のレベル

- (2) 計画策定に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

15 選定結果の通知期日及び方法

選定委員会より1週間以内に、結果通知を郵送する。

16 その他

- (1) 本件は、令和8年度予算の配当を条件として契約する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金　免除
- (4) 契約書作成の要否　要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無　「無」
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 詳細は説明書による。